

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸治重様

厚生委員長 栗原健治

### 厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成29年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

#### 記

#### 1 視察期日

平成29年10月10日（火）から10月11日（水）まで

#### 2 視察先

豊田市（愛知県）、江南市（愛知県）

#### 3 視察項目

##### (1) 地域自治システム「都市内分権の推進」（豊田市）

本市では、住民同士の支えあいによる新たな「共助」と協働により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みを進めている。

具体的な取り組みの一つとして、町会・自治会等の地域自治組織の活性化と新たなコミュニティ活動を推進するため、平成19年度から地域自治組織が実施する地域の課題解決に取り組むための事業などを選考し、助成金を交付する「がんばる地域応援プロジェクト（町会等地域自治組織活性化事業）」を実施しているところである。

平成27年度からは、町会・自治会等が組織されていない地域における公益的な活動を行う団体も助成対象に加え、新たな地域自治組織の創立を促す制度として実施をしてきており、各団体間の情報交換や連携事業の増加により新たな活力の創出につながっている。

そこで、本市議会としても今後の地域自治組織の活性化の参考とするため、先進事例の視察を行った。

##### (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室の連携（江南市）

本市では、子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会

参加ができるよう、三鷹市子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めている。

地域子どもクラブ（放課後子供教室）においては、学童保育所との連携事業を実施し、全ての児童の交流を図るとともに、地域子どもクラブ実施委員会、学童保育所、学校、関係団体などとの情報交換会を実施し、連携事業の充実を図っているところである。引き続き、施設整備や定員見直しによる学童保育所の待機児童の解消を目指すとともに、学童保育所、地域子どもクラブそれぞれの特性を生かしつつ、連携強化による総合的な居場所づくりの推進を図ることとしている。

そこで、本市議会としても、今後の子どもの居場所づくりの充実に向けた参考とするため、先進事例の視察を行った。

#### 4 出張者

##### (1) 厚生委員

栗原 健治、伊東 光則、粕谷 稔、小俣美恵子、岩見 大三、  
伊沢けい子、宍戸 治重

##### (2) 同行職員

子ども政策部長 和泉 敦

##### (3) 随行職員

議会事務局議事係書記 岡田 有司

## 豊田市

### 地域自治システム「都市内分権の推進」

#### 1 取り組みの経緯

豊田市は、昭和26年の市制施行以来、周辺町村との合併を繰り返してきた。昭和31年から昭和45年にかけて近隣5町村と合併、平成17年の広域合併により、さらに周辺6町村と合併し、市域を拡大させた。

この平成17年の広域合併により地域事情の相違が拡大し、それまでの一律的な行政施策だけでは十分な成果を得ることが難しくなってきた。そこで、地域事情の相違を認めた上で、地域住民の声を的確に行政に反映させることのできる仕組みやさまざまな地域課題に対して地域住民がみずから考え、実行するための仕組み「地域自治システム」を導入している。

#### 2 地域自治区と地域会議

##### (1) 概要

豊田市では、地方自治法第202条の4に基づき、条例で市を12の「地域自治区」に分割しており、地域自治区は地域自治区事務所（地域支援課及び11支所）及び28の中学校区ごとに設置された「地域会議」により構成されている。

地域会議は、地域住民の意見を市の施策に反映させることを前提に設置された機関で、地域住民の多様な意見の集約と調整等を主な役割としている。

地域自治区	地域会議	担当課
拳母	逢妻、朝日丘、梅坪台、浄水、崇化館、豊南	地域支援課
高橋	高橋、益富、美里	高橋支所
上郷	上郷、末野原	上郷支所
高岡	前林、竜神、若園、若林	高岡支所
猿投	井郷、石野、猿投、猿投台、保見	猿投支所
松平	松平	松平支所
小原	小原	小原支所
藤岡	藤岡、藤岡南	藤岡支所
旭	旭	旭支所
足助	足助	足助支所
稲武	稲武	稲武支所
下山	下山	下山支所

##### (2) 地域会議の主な役割

- ア 地域住民の意見の集約と調整
- イ 地域予算提案事業（後述）の提案

- ウ わくわく事業（後述）の審査
- エ 市長からの諮問事項に関する審議・答申
- オ 地域会議だより等による地域への情報発信

(3) 地域会議委員

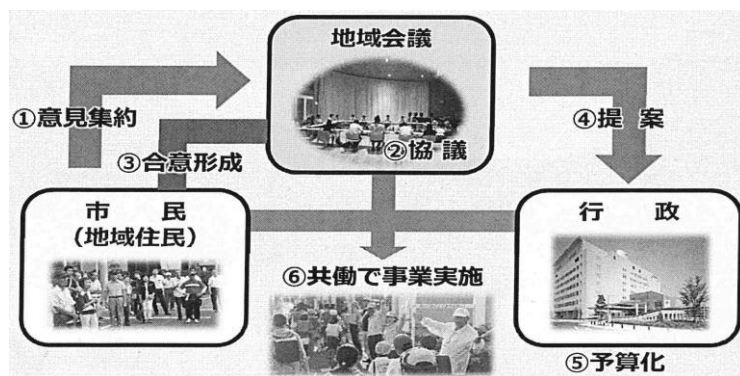
- ア 定数  
20名以内／各地域会議
- イ 構成員
  - (ア) 地域からの推薦
  - (イ) 有識者
  - (ウ) 公募
- ウ 任期  
2年（連続しての再任は1回まで）
- エ 身分  
非常勤特別職の地方公務員
- オ 報酬  
なし（費用弁償として1,000円／日）

3 地域予算提案事業

(1) 事業の概要

地域予算提案事業は、住みやすい地域づくりのために、地域で共通認識された課題解決策を市の施策に的確に反映させ、効果的に地域課題を解消するための仕組みである。具体的には、地域会議により集約された地域意見を各支所が市の予算案に反映させることで地域課題を解決している。

本事業で取り扱う内容は、地域課題の解決や地域の活性化に資する事業で、事業の実施に当たっては地域会議での合意形成を要するが、事業の必要経費の合計について上限があることから、各地域において取り組み課題と対策事業について取捨選択と優先順位づけを適切に行うとともに、事業の実施に当たっても地域の創意工夫と協力による有効な予算の活用を必要としているところである。



※事業主体は行政

豊田市提供資料より

(2) 予算

年額2,000万円／1 地域会議

(3) 交付実績

年度	実施地域会議数	事業数（うち新規）	交付金額
平成21年度	17	23件（23件）	57,960千円
平成22年度	26	52件（37件）	166,275千円
平成23年度	27	55件（9件）	112,189千円
平成24年度	27	67件（30件）	183,730千円
平成25年度	27	64件（9件）	140,503千円
平成26年度	27	68件（19件）	150,994千円
平成27年度	27	62件（9件）	122,861千円
平成28年度	28	60件（18件）	123,209千円

（事業例）

- ・スタントマンによる事故現場の再現を用いた交通安全教室事業
- ・コンテストへの応募や食べ比べイベントを実施するなどによる地域米のブランド化事業
- ・間伐材を地域通貨と交換し、森林保全と地域活性化を図る事業

(4) 事業の効果と課題

地域の課題に対し、地域住民がみずから考え、取り組み、解決する制度としての意義を感じるとともに、予算の裏づけがあることで、提案する事業に実現性を感じることができるとの地域住民からの声を得ている。

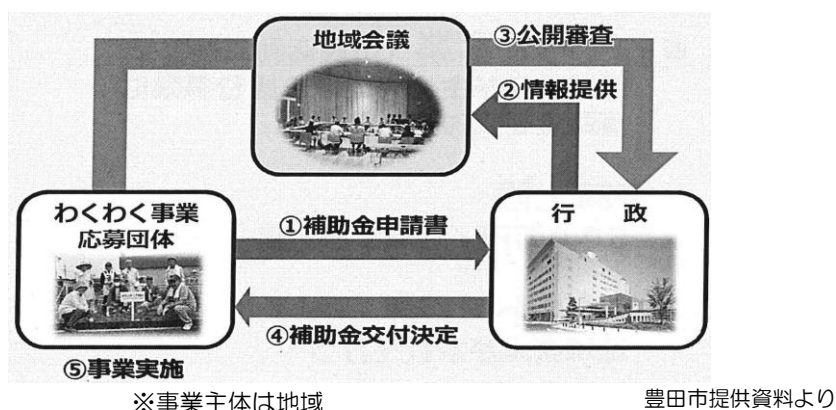
一方で、実施テーマが目先の課題に向いており、年度ごとに取り組み内容に一貫性がないため、長期的なビジョンが必要との声も上がっているところである。

## 4 わくわく事業

(1) 事業の概要

わくわく事業は、地縁の組織や市民活動団体などが住みやすい地域づくりに向け、人、文化、自然などの地域資源を活用し主体的に取り組む事業に対し、補助金を交付する制度である。

本事業では、最終決定については行政が行うものの、実質的には地域会議が公開審査を通じ、補助対象事業や補助金額等を決定している。基本的な審査基準は統一しているが、細部については、各地域会議において地域の実情を考慮した審査基準を設け、判断をしている。



(2) 応募資格要件

- ア 5人以上で組織された団体
- イ 地域の多数の住民に支持される団体
- ウ 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としない団体
- エ 暴力団と密接な関係を有しない団体

※その他の審査基準等は各地域会議ごとに設定

(3) 補助対象事業

- ア 保健、医療または福祉の推進を図る事業
- イ 地域の伝統、文化、郷土芸能またはスポーツの振興を図る事業
- ウ 安全、安心な地域づくりを推進するための事業
- エ 地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- オ 子どもの健全育成を図る事業
- カ 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- キ 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ク その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

(4) 予算

年額500万円／1 地域会議

(5) 交付実績

年度	交付件数	交付金額
平成 17 年度	137 件	67,932 千円
平成 18 年度	264 件	104,804 千円
平成 19 年度	240 件	103,696 千円
平成 20 年度	257 件	104,164 千円
平成 21 年度	270 件	102,312 千円
平成 22 年度	380 件	98,134 千円
平成 23 年度	274 件	84,348 千円
平成 24 年度	285 件	88,131 千円

平成 25 年度	280 件	84,447 千円
平成 26 年度	274 件	77,765 千円
平成 27 年度	265 件	79,211 千円
平成 28 年度	291 件	87,553 千円

(交付団体例)

- ・河川敷での彼岸花の植えつけを行う団体
- ・電球の交換や樹木の剪定等の高齢者等支援を行う団体

#### (6) 事業の効果と課題

地域のために自主的に活動する行為に対しての補助金制度は、地域環境の整備に大きく貢献しているとともに、活動者にとっても触れ合いの機会や生きがいとなっている。また、さまざまな分野の活動を支援することで地域の活性化につながっているところである。

一方で、申請方法や審査を簡略化することで、より多くの団体が参加しやすくなるような制度とすることを要望する声も上がっている。

### 5 今後の方向性

平成17年の地域自治システムの導入から10年以上が経過し、現在はシステムの洗練期と位置づけ、地域自治システムの見直しや地域カルテの作成に取り組んでいる。特に、地域自治システム立ち上げ当初と現状に差異が生じてきている部分もあることから、今後は地域の負担感を軽減し、より効果的に地域課題が解決されるための新地域自治システムを検討することとしている。

<地域自治システムの展開イメージ>



豊田市提供資料より

#### ◎ 主な質疑

- ・各地域会議間における交流及び情報共有等のあり方について
- ・地域予算提案事業及びわくわく事業の具体的事例と地域における取り組みの特徴について
- ・地域自治システムにおける行政の関与のあり方について

- ・地域会議の開催等に伴う委員の負担感等について
- ・自治力の強化に向けた事業評価の取り組みについて

◎ 主な提供資料

- ・地域自治システムについて～地域のことは、地域で決める～
- ・地域自治システム（視察資料）
- ・はじめよう、まちづくり！皆で住みよい地域づくり 地域会議とともに取り組みませんか
- ・地域情報カルテ・自治力見える化カルテ



## 江南市

### 放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室の連携

#### 1 放課後児童健全育成事業

##### (1) 事業の目的等

本事業は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、授業終了後適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業である。

江南市では、市内全10校区において13の学童保育所が設置され、公設公営により運営されている。

##### (2) 事業の概要

###### ア 活動内容

- (ア) 児童の健康管理、安全確保及び情操の安定に関すること
- (イ) 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること
- (ウ) 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること
- (エ) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること
- (オ) その他の児童の健全な育成を図るために必要な活動に関すること

###### イ 対象児童

保護者や祖父母等(70歳未満)の大人が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から4年生までの児童で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 保護者や祖父母等の大人が家庭外で勤務しており、児童を迎えることができないもの
- (イ) 保護者や祖父母等の大人が疾病または心身に障がいがある等の理由で家庭にいないもの
- (ウ) 上記に準ずると認められるもの

###### ウ 入所基準

	通年利用（下校後＋学校休業日）	長期利用（学校休業日のみ）
家庭外労働	保護者や祖父母等の大人が家庭外で仕事をするを常態としているため、児童の保育ができない場合。（内職等家庭内労働の方は基準外）	
	1日4時間以上の就労	
	午後3時以降まで4週間平均16日以上就労	午後1時以降まで4週間平均16日以上就労
妊娠中または出産後	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないため、児童の保育ができない場合。※出産予定日の前8週間及び出産日の後8週間のうち必要な期間	

疾病または障がい等	保護者や祖父母等の大人が疾病の状態であり、もしくは心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合
疾病等の看護	児童の家庭に長期にわたる疾病または心身に障がいがある者があり、保護者や祖父母等の大人が常時その看護に従事しているため、児童の保育ができない場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの災害のため居宅を失ったり破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
その他	上記のほか、明らかに保育に欠ける児童であると市長が認めた場合

#### エ 実施日・実施時間

##### (ア) 学校のある日

下校後～午後7時

##### (イ) 土曜日・学校行事の代休日

午前7時30分～午後7時

##### (ウ) 学校休業日（春・夏・冬休み）

午前7時30分～午後7時

#### オ 手数料（平成29年度）

月額3,000円（7月は3,300円、8月は4,000円）

※今後段階的に引き上げ予定

#### カ 職員

支援員（保育士等）

#### (3) 今後の方向性

現在、小学4年生までの児童を受け入れの対象としており、全小中学校区において待機児童は発生していない。一方で、対象児童の小学6年生までの拡大については市の課題として認識しているところであるが、現状の施設規模では受け入れが困難な学童保育所もある。今後、現在策定途上である公共施設再配置計画との整合を図りつつ、施設整備について検討を進めていくこととしている。

## 2 放課後子ども教室事業

### (1) 事業の目的等

本事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、異年齢の児童間の交流と地域住民との触れ合いを図ることを目的とする事業である。

学校の余裕教室を活用し、子どもの居場所となる「フジっ子教室」を地域の協力を得て開設し、全児童のうち参加を希望している児童を対象に子どもたちとともに学習活動やスポーツ・遊び等の居場所づくりを進めている。

平成20年7月から布袋小学校及び宮田小学校の2校で開始し、現在は市内

10小学校区のうち7校区において実施をしている。

## (2) 事業の概要

### ア 活動内容

- (ア) 児童の安全確保に関すること
- (イ) 異年齢児の交流に関すること
- (ウ) 地域の人たちとの触れ合いに関すること
- (エ) さまざまな体験活動に関すること

### イ 対象児童

開設する小学校に通学する小学1～6年生で教育委員会が認めた児童

※学童保育参加者（通年・長期）は対象外

### ウ 実施日・実施時間

- (ア) 授業のある日の月・水・金曜日  
授業終了後～午後5時

- (イ) 夏休みの指定された日（月・水・金曜日）  
午前9時30分～午後5時

※祝日や入学式、卒業式の日、春休み、冬休み、お盆（8月13日～16日）、その他特別な事情のある日は実施しない。

### エ 費用

原則無料であるが、ものづくり等材料費が必要となる場合には実費を徴収している。

### オ 職員

- (ア) コーディネーター（1名）  
遊びの計画の作成と各教室の学習アドバイザーへの指導
- (イ) 学習アドバイザー（各教室1名）  
各教室において遊びを実施
- (ウ) 安全管理員（各教室4～6名）  
児童の安全管理
- (エ) ボランティア

## (3) 事業の評価と課題

小学1年生から6年生までが1つの教室で過ごすことにより、普段の学校生活の交流とは異なる学年を超えたつながりに効果を示している。

一方で、現在、余裕教室等の不足により全小学校区での実施には至っておらず、早急な設置が課題となっている。また、コーディネーターや学習アドバイザー、安全管理員については、担い手が不足しており、人材確保についても課題となっているところである。

### 3 学童保育所と放課後子ども教室の連携

月に1回程度、小学1・2年生を対象に、共通プログラムとして学童保育所と放課後子ども教室それぞれに通う児童が合同で活動する日を設けている。プログラムの内容としては読み聞かせやレクリエーション等を実施しており、両者に通う児童の交流を図っているところである。

一方で、活動スペースの問題等により、3年生以上での共通プログラム実施には至っていない点については、今後の検討課題となっている。

#### ◎ 主な質疑

- ・学童保育所の施設整備に係る具体的な事例と今後の方向性について
- ・学童保育所の対象児童の拡大に係る基本的考え方について
- ・学童保育所及び放課後子ども教室の選考に係る保護者からの意見について
- ・学童保育所及び放課後子ども教室における職員配置体制等について

#### ◎ 主な提供資料

- ・学童保育のしおり
- ・学童保育所施設概要等
- ・フジッ子教室のしおり
- ・放課後子ども教室事業施設「フジッ子教室」施設概要等

### 〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を収集し、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。